

高知県立図書館・高知市民図書館 新図書館情報システム等基本設計委託業務  
の入札に関する質疑に対する回答

平成24年4月12日(木)

高知県教育委員会

- ・本資料は、「平成24年度 高知県立図書館・高知市民図書館 新図書館情報システム等基本設計委託業務に係る入札説明書」に基づき、平成24年4月6日(金)〈質疑書提出期限〉までに受け付けた質疑に対する回答を公表するものです。
- ・「質疑」の内容は、原文のまま記載しております。
- ・回答の作成に際して、質疑の順序を編集しており、質疑書の提出者ごとの並びになっていないので、ご了承ください。

高知県立図書館・高知市民図書館 新図書館情報システム等基本設計委託業務  
 の入札に関する質疑に対する回答

No.	該当箇所				質 疑	回 答
	資料名	大項目	中項目	小項目		
1	高知県立図書館・高知市民図書館 新図書館情報システム等基本設計 委託業務仕様書	4			“次の場所とする。高知県教育委員会事務局新図書館整備課（高知市丸ノ内二丁目4番1号 保健衛生総合庁舎）”とありますが、作業場所は新図書館整備課に限定され、受託者の事業所での作業を認めないということでしょうか？	履行場所は、成果品の納入先を示したものであり、作業の場所（委託業務の実施場所）を特定したものではありません。
2		5	(2)		現在想定しているネットワーク機器（口数、端末台数、セグメント数）の数をお教え頂けないでしょうか？	現段階で想定しているネットワークは、委託業務仕様書5（2）アのとおりです。 それぞれのネットワークの構築に必要な機器の構成等については、現時点では未定であり、本業務の中（委託業務仕様書6（3）ウ（イ））でご提示いただくこととなります。
3		6	(1)	イ	現行システム調査において納入されている既存システムに関する全ての情報が閲覧でき、調査においてシステムの直接操作は可能でしょうか。 また、現行システム比較調査で必要となる現行システム（県立図書館と市民図書館）の機能・帳票一覧とデータ項目一覧について、電子データでご提供可能でしょうか。	現行システムの情報のうち、紙媒体及び電子媒体で提供可能なものは、必要に応じて提供いたしますが、端末やサーバを操作しなければ得られない情報については、当該調査に不可欠と認めた場合のみ、現行システムを職員立ち会いの下で直接操作又は本業務の受託者の求めに応じ職員が操作する形で、必要な情報を収集できるようにします。 なお、サーバを操作する際には、現行システムの運用・保守を担当している業者との調整が必要となります。
4		7	(3)		統括する人員は弊社社員（出向者を含む）と考えてよろしいでしょうか。 出向者の場合は健康保険証等の雇用証明のほか、出向している証明としてどのような書類をご提出すればよろしいでしょうか。	本業務を統括する人員（プロジェクトマネージャ）については、委託業務仕様書7（3）に示す資格要件を満たしており、かつ、その人員を入札参加希望者の職員として全履行期間にわたって専任として配置できるのであれば、出向者でも構いません。 雇用関係が健康保険証の写しで確認できない場合は、当該出向に関する契約書の写し等、出向者と入札参加希望者との関係及び出向期間が確認できる資料を配置予定人員名簿（様式2）に添付してください。
5		7	(3)		“プロジェクトマネジメント業務について、3年以上の経験を有すること。”とありますが、図書館情報システムの基本設計もしくはシステム開発においてプロジェクトマネジメント業務の経験を3年以上有していることが必要でしょうか？	経験を有する業務の内容は、図書館情報システムに限られません。ただし、本委託業務の遂行上、図書館情報システムに関する知識を有することが望ましいと考えます。
6		7	(4)		“プロジェクト管理に係る工数は、全体工数の10%程度と想定される。”とありますが、最低確保すべき人月数合計21.4人月に含む想定でしょうか？	含みません。

No.	該当箇所			質 疑	回 答
	資料名	大項目	中項目		
7	高知県立図書館・高知市民図書館 新図書館情報システム等基本設計 委託業務仕様書	10	(3)	「新システム及び複合施設ネットワークの詳細設計・構築等の業務は、委託者が別途に発注する」とありますが、今回の基本設計作成受託者は上記別途発注する「詳細設計・構築」の調達に参加できるのでしょうか。参加できないのでしょうか。	参加できます。ただし、基本設計業務の結果により、当該受託者が詳細設計・構築等の業務に適さないと委託者（高知県）が判断した場合等は、この限りではありません。
8		10	(4)	“委託者が別途に委託する「新図書館等複合施設等実施設計委託業務」及び「こども科学館展示実施設計委託業務」における打ち合わせ等に、必要に応じて参加すること。”とありますが、「新図書館等複合施設等実施設計委託業務」及び「こども科学館展示実施設計委託業務」とは建屋部分の調達を指しているのでしょうか？	「新図書館等複合施設等実施設計委託業務」は、新図書館等複合施設等を整備するために必要な施設・設備・外構等の実施設計業務を、また、「こども科学館展示実施設計委託業務」は、こども科学館（仮称）が事業を展開するために必要な展示等に関する実施設計業務を、それぞれ委託するものです。